

国際法協会第75回(2012年)ソフィア(ブルガリア)大会報告

国際法協会(International Law Association)の第75回世界大会は、2012年8月26日から30日までソフィア(ブルガリア)のPalace of Justiceにおいて開催された。大会のタイトルは、Law for a Peaceful Worldであった。委員会(Committee)としては、8月27日にInternational Protection of Consumers, Recognition/Non-recognition in International Law, Human Rights Law, International Commercial Arbitration, Cultural Heritage Law, 8月28日にIslamic Law and International Law, Space Law, International Civil Litigation and the Interests of the Public, Reform of the UN in the 21st Century, Baselines under the International Law of the Sea, The Legal Principles relating to Climate Change, Use of Force, Rights of Indigenous Peoples, 8月29日にInternational Securities Regulation, Reparation for Victims of Armed Conflict, International Trade Law, Non-State Actors, Nuclear Weapons, Non-Proliferation and Contemporary International Law, Feminism and International Law, International Monetary Law, Intellectual Property and Private International Law, 8月30日にInternational Law on Sustainable Developmentの各委員会セッションが開催され、また、Study Groupとしては、8月27日にResponsibility of International Organisations, 8月28日にPrinciples on the Engagement of Domestic Courts with International Law, The Use of Private Law Principles for the Development of International Law, 8月29日にSocially Responsible Investment, 8月30日にRole of Soft Law Instruments in International Investment Law, Sovereign Insolvency, The Conduct of Hostilities under International Humanitarian Lawの各スタディ・グループのセッションが開催された。他にも、11のテーマ(Nationality in International and Constitutional Law, Opportunities and Challenges to the Legal Regime of Chemical Weapons Convention, The Arctic Paradox, State Immunity, International Law and Unilateral Application of Sanctions, Proliferation of International Courts and Tribunals, Regional Trade Agreements in the WTO and in International Law, New Developments in ICSID Arbitration, Private International Law Harmonization in the EU: How far will EU Go?, Nuclear Power Plants and Environmental Security, International Legal Regime of the Danube and the Waterway Transport System, River-Sea)のパネル・セッションが開催された。

以下の報告は、当該委員会、スタディ・グループの報告者・委員・代理委員等として出席した日本支部会員によるものである(順不同)。なお、当該委員会、スタディ・グループの報告書は、ILAのホームページ<http://www.ila-hq.org>に掲載されている。また詳細はProceedingsに掲載される予定であるため、それらをご覧いただきたい。

(中谷和弘)

① 消費者の国際的保護委員会

「消費者の国際的保護」(International

Protection of Consumers) 委員会は、本大会

において、次のような検討作業を行った。

最初に、リマ=マルケス委員長から、本委員会の検討課題である①金融危機における消費者保護の現状と課題、そして②消費者保護に関する国際私法上の準則について説明がなされた。①については、第74回大会(オランダ)以後、本委員会メンバーらによって研究が進められ、リマ=マルケス氏及びフェルナンデス=アロヨ氏(本委員会報告者)の編集によって『The Global Financial Crisis and the Need for Consumer Regulation: New Developments on International Protection of Consumers』(Orchestra Editoria, 2012)へと結実したことが報告された。②については、「契約債務の準拠法に関するEU規則」(ローマI規則)第6条第2項や日本の「法の適用に関する通則法」(以下、「通則法」という)第11条第1項は優遇原則を採用しており(ただし後者は消費者による強行法規の援用を要件とする)、米州機構も同様の抵触規則を内容とする条約の採択を検討しているが、米国の反対によって難航していること等が紹介された。

次に、本委員会メンバー及びゲストスピーカーによって、中華人民共和国(魏氏)、日本(筆者)、米国(テーズ氏)、そしてブラジル(ヴァルベルデ・サンターナ氏)の実質法並びに国際私法上の消費者保護法制が紹介された。特に筆者は、日本の実質法上の消費者保護法制の特徴、2006年に通則法第11条が採用された経緯、そして2011年の新国際裁判管轄法制における消費者契約事件の特則(民事訴訟法第3条の4第1項)及びその「民商事事件に関する裁判管轄及び判決の承認執行に関するEU規則」(ブリュッセルI規則)第16条との相違点について報告をした。

本委員会は、今後も②に特化して活動を継

続し、次回の世界大会において、消費者保護に関する国際私法上の準則を法的拘束力のない「原則」(ILA-Principles)として採択することを予定している。報告者は魏氏に引き継がれることとなった。

(西谷祐子)

② 持続可能な発展に関する国際法委員会

持続可能な発展に関する国際法委員会は、大会最終日の30日午前中に開催された。司会はMaria Gavouneli(ギリシア)が務めた。まず委員長のNicolaas J. Schrijver(オランダ)が本委員会の8年間の活動を総括し、次いで共同報告者のDuncan French(イギリス)とXimena Fuentes(チリ)が最終報告書の中身を説明した。最終報告書は、ILAが2002年に採択したニューデリー宣言が当時も今も有効であり続けているという認識に立ち、ニューデリー宣言が挙げた「持続可能な発展に関する国際法諸原則」がさまざまな国際裁判においてどのように取り上げられているかを検討し、それを踏まえて、各原則の判例法上の評価を行うものである。ニューデリー宣言が挙げている諸原則は、天然資源の持続可能な利用、衡平と貧困の根絶、共通だが差異ある責任、予防原則、公衆参加、よき統治、統合と相互関連の7つである。最終報告書が検討したのは、国際司法裁判所、国際海洋法裁判所、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、アフリカ人権裁判所、世界貿易機関紛争解決機関、北米自由貿易協定、投資紛争解決国際センター等の膨大な判例である。2人の共同報告者の説明後、持続可能な発展に関するILA活動にこれまで積極的に関わってきたSusana Camargo Vieira(ブラジル)、Marie-Claire Cordonier-Segger(カナダ)、Kamal

Hossain (バングラデシュ) などから、過去の活動への回顧、最終報告書への積極的評価、持続可能な発展の意義や課題などが、自由かつ率直な雰囲気の中で述べられた。最終報告書が行った持続可能な発展の判例法上の位置づけに関する包括的で詳細な分析と考察は、きわめて貴重な成果であり、今後、多様な観点から持続可能な発展に関心をもつ国際法研究者にとっての共同財産になることは疑いない。最終報告書の附属書「ニューデリー宣言の司法的作成に関する指針声明」は、30日午後に関われた総会において決議7/2012として満場一致で承認された。本委員会はこれをもって任務を終了、解散した。

(西海真樹)

③ 国際通貨法委員会

国際通貨法委員会は、8月29日午前に非公式会合をブルガリア中央銀行(BNB)で開催し、同日午後に関われた総会を学会会場で実施した。各会合の議事内容は以下の通り。

- (1) 非公式会合 通貨法委員会メンバー20名とBNBから5名が参加し、BNBの概要報告と貨幣博物館見学、メンバー間の事務手続き確認の他、① 独中央銀行メンバー(Wahlig氏)からEU条約批准を巡る独国司法判断の見直し、② 米中央銀行メンバー(Baxter氏)からLIBOR改革に伴う課題(既存民事契約への影響、銀行の金利報告が萎む可能性)の報告、③ ベルギーの学者メンバー(Louis氏)からIMFクォータ見直しに係る問題点の報告がなされた。
- (2) 公式会合 通貨法委員会メンバー20名と一般参加者20名が参加し、① パーゼル銀行監督委員会メンバー(Huepkes氏)と加中央銀行メンバー(Jewett氏)から、

FSBにおける金融機関のResolution(破綻処理)を巡る最近の議論について、② 米弁護士メンバー(Buchheit氏)、英学者メンバー(Lastra氏)から、主権国家の債務問題について、③ 独の民間コンサルタントメンバー(Follak氏)から、国際金融規制を巡る主要な制度変更点について、④ ギリシアの学者メンバー(Gortsos氏)から、欧州銀行規制の主要な制度変更点について、⑤ IMFメンバー(Hagan氏)と中国中央銀行メンバー(Bo氏)から、SDR(特別引当権)を巡る最近の改革について、⑥ 日本の学者メンバー(久保田氏)から、イラン制裁を巡る域外的な影響に絡んで、NY地裁による5月の三菱東京UFJ銀行東京本店口座の資産凍結命令(3週間後に連邦裁で取消し)とその影響について、⑦ 仏の民間銀行メンバー(Affaki氏)と通貨法委員会座長(英国Blair氏)から、銀行の外国支店口座に対する差押えに伴う問題点について、各々報告と活発な討議がなされた。

(久保田 隆)

④ 先住民族の権利委員会

2008年のリオ大会から設けられた本委員会は、2007年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に規定された諸権利について、国家実行および法的信念がどのような状況になっているのかを検討することをミッションとした。そして2010年のハーグ大会では、各委員が分担して寄せた報告をまとめ、先住民族の権利に関する国際法および国内法の現状について詳細に検討したInterim Reportを発表した。その後アンカレッジでのIntersessional Meetingを経て、ハーグ報告で議論があった点(先住民族とい

う用語の理解について、自決と自治との関係、土地の権利に対する限界など)、およびその後の発展について補充し、先住民族の文化的権利とくに言語の権利と文化遺産に関する保障措置に関して追加的に記述して、最終報告書をまとめた。その意味で、ソフィア報告書はハーグ報告書を補充し修正するものと位置づけられた。またこの報告書には、結論および勧告を付記し、委員会として最終のものとした。本大会中の8月28日に開催された委員会の公開会合で、この報告書に関してラポルトゥールからの報告を受けて討議が行われ、結論および勧告の部分を修正する形で決議案が提出され、採択された。(その後ILA Executive Councilで決議が確定され、最終日の閉会式で決議採択が報告されたことについて、委員長からメールをいただいた。)本委員会はこれをもって解散するが、今後新たな委員会を立ち上げ、本委員会が示した先住民族の権利に関するスタンダードの実施面の検討をおこなうことが議論された。

*委員会の報告書および本大会で採択された決議については、<http://www.ila-hq.org/en/committees/index.cfm/cid/1024>で公表されているので、内容についてはそれに譲る。

(桐山孝信)

⑤ 武力行使委員会

本委員会の公開会合は、委員長Michael Wood(英)、報告者Noam Lubell(英)の下で開催された。冒頭委員長より、前期の委員会は武力紛争法を扱ったが、今期は武力行使としての侵略が主要なテーマであるとの説明があった。その後、委員会の有志委員が作成した各種背景文書(background paper)の要

旨が紹介された。紹介された背景文書の内容と執筆者は次のとおり。James Green(英)は、自衛権全般にわたって論点を整理し、Misa Zgonec-Rozej(スロベニア)は、国連安保理が授權する武力行使につき権限を超えて武力を行使した場合の問題を扱った。Armando Gallo Yahn Filho(ブラジル)は、環境侵略と題して、侵略が環境に影響を与える場合と環境を兵器として利用する場合について検討した。Claus Kress(独)は、自国民救出を“non-combatant evacuation”と性格づけて報告した。Noemi Gal-Or(加)は、国際テロと人間の安全保障について論じた。最後に、Constantine Antonopoulos(ギリシア)が、国家による同意と武力行使の問題について外国軍事基地を念頭に報告した。

これらの報告のそれぞれについて若干の質疑応答があったが、時間不足ですべての背景文書の紹介ができなかったため、翌日の非公開の会合において、Michael Woodがカンパラ会議における侵略犯罪に関する合意について、Noam Lubellが武力行使としてのサイバー作戦について報告した。その後、委員会として取り上げるべきトピックと、その範囲から省くべきトピックを同定する作業を行い、報告書の構成についての意見交換も行った。最後に、今後のスケジュールとして、未提出の背景文書を2012年11月末までに提出すること、その後委員長と報告者が2013年3月を目標に報告書の最初のドラフトを作成すること、6月にそのドラフトを検討するための委員会の会議をケンブリッジ大学で開催することが提案された。

(浅田正彦)

⑥ 核兵器、不拡散および現代国際法委員会

本委員会の公開会合は、委員長 Jonathan Black-Branch (英) の司会の下に進められた(報告者 Dieter Fleck (独) は欠席)。冒頭、委員長より作業計画と関連条約リストが提示され、その後委員会の作業計画書 (Work Plan) をもとに委員および他の出席者による自由討論が行われた。研究計画書は、今日的文脈における不拡散と核兵器の規制のための競合する法的アプローチについて検討し、この分野における将来の法的協力のためのオプションを提示するという委員会のマンデートを基礎として、核兵器不拡散条約 (NPT) の基礎にある3つの柱、すなわち ① 核兵器の不拡散、② 原子力の平和利用および ③ 核軍縮について再検討を行うのが任務であるとしている。より具体的には、①については、核兵器国の義務、非核兵器国の義務、非核兵器地帯、非国家主体による大量破壊兵器 (MWD) 取得の脅威などが、②については、民生用原子力への権利、原子力施設の安全基準、賠償責任、核廃棄物の処理などが、③については、核兵器使用合法性事件の ICJ 勧告的意見の再検討、核兵器の役割、NPT 第 6 条の意味、START とミサイル防衛などが、検討の対象として掲げられている。

これに対して出席者からは、今年末にも開かれる中東非大量破壊兵器地帯会議について検討すべき、国家責任の問題を検討すべき、原子力の平和利用と輸出管理の問題を検討すべき、各非核兵器地帯条約の認定書 (留保、宣言を含む) の比較が有益である、拡散に対する安全保障構想 (PSI) との関係についても検討すべき、カーン・ネットワークの問題をカバーすべき、他の分野 (例えば自衛、国

際刑事法など) との関係も対象に含めるべきなど様々な意見が出され、委員長が今後の検討の参考にしたと応じた。なお、非公開会合では、今後の日程等が協議された。

(浅田正彦)

⑦ 文化遺産法委員会

文化遺産法委員会は 8 月 27 日の午後開催され、James Nafziger 委員長 (米国) と Robert Peterson 報告者 (カナダ) が取りまとめた報告書を中心に、文化財の国際移転に関連する二つのテーマの検討をおこなった。

一つは、「文化財の国際取引に対する輸出入規制」に関する本委員会のプロジェクトである。このテーマは 1947 年ガット協定第 20 条 (f) 項に定める「文化財取引の一般的例外措置」に関する国内法制度の研究であり、リオ会議 (2008 年) ではじめて取り上げられて以来、ジュネーブ会合 (2009 年)、ハーグ会議 (2010 年)、さらにメキシコ会合 (2011 年) を経て変遷を遂げた懸案事項である。本委員会では、文化財の取引規制に関する各委員が作成・提出した国内法制度の検討を踏まえ、その成果が 2013 年中にも出版の運びとなったことが、委員長から報告された。

もう一つのテーマは、昨年末のメキシコでの会合で、上記の個別報告書と並んで提出された「文化財の差し押さえ及び訴追 (seizure and suit) からの免除」に関する報告である。この報告書の趣旨は、展示目的で一時的に貸与された文化財が、借り受け国で差し押えられ、または訴訟の対象となることからの免除を保障する法制度の検討である。

しかし、貸与された文化財保護のための免除の国内法制は、国ごとに異なる。文化財の国際交流・移転の促進を確保する観点からも、

一時的貸与文化財の国際的保護の法制化が望ましい。国有財産の裁判権免除については、2005 年「国連国家免除条約」があるが、これを一つの足がかりとして、本委員会は免除の「一般条約化」ないし「モデル文書化」をめざし、さらに検討を進めることとなった。

(香西 茂)

⑧ 国際貿易法委員会

委員会の (第 10) 報告書は、例年と同じように、1「はじめに」、2「WTO 法及び紛争処理制度における進展」、3「アメリカ法律協会による無差別に関する研究」、4「WTO における知的財産権の発展」、5「WTO 貿易体制の法的組織的改革の必要性」、6「国際食糧安全保障の貿易関連側面」、7「金融及び財政危機の世界貿易体制への影響」、8「気候変動交渉と WTO 規則」、9「地域貿易法における発展」、10「将来の国際貿易法委員会の任務と作業計画」の 10 部構成で、各分野における進展や課題をまとめたものである。

委員会の会合は、Strydom (南ア) を議長に 8 月 29 日午前に行われた。複数の委員が上記項目を分担して報告書の概要を説明した後に、討論する形式で進められた。説明分担者は次の通り。Cottier (報告者、スイス、1-5、9)、Footer (英、6)、Stoll (独、8)。討論は、3、7、9 を除く 7 項目に関して行われた。9 について討論が行われなかったのは、前日 28 日に「WTO と国際法における地域貿易協定」というブルガリア支部主催の独自企画がすでに行われていたからである。当委員会の委員がパネリストとなって、WTO 法と地域貿易協定の関係を条約法条約の規則に照らしてどう考えるかなどの論点について深い討論が行われた。29 日の会合で特に活発に議論が行わ

れたのは、先の 7 項目のうち 4「知的財産権」と 5「WTO の組織改革」である。報告書案は 4 において、オーストラリアのたばこ包装規制法を支持する決議を ILA が採択することを提案していた (Abbott (報告者、米) 執筆) が、議論の末、その 1 文は削除された。

将来の研究計画については、焦点を当てるべきテーマの候補として、WTO の組織改革、知的財産権、食糧安全保障、地域貿易協定があげられた。

(岩沢雄司)

⑨ 宇宙法委員会

宇宙法委員会は、Maureen Williams 教授 (本部) を委員長、Stephan Hobe 教授 (ドイツ) を報告者とする計 37 名の委員により構成される。本委員会の公開セッションは、9 月 28 日の午前 9 時から開催された。本大会で宇宙活動の民間化・商業化に関する法的論点についての最終報告書 (第 5 報告書) およびモデル国内宇宙法のための決議案を採択し、任務を終了した。議長が報告した報告書第 I 部は以下の内容である。① 1986 年の国連リモート・センシング原則の解釈ガイドラインを作成する計画は放棄されたが、国際裁判での衛星画像の証拠性を確保する 7 つの条件が認められた。② 1998 年に本委員会が採択された宇宙活動関連紛争解決条約案は長く省みられなかったが、2009 年の常設仲裁裁判所 (PCA) 決議に基づき、本委員会委員 11 名も諮問グループとして加わった 2010-11 年の議論を経て、2011 年 12 月 6 日に PCA で宇宙活動関連仲裁選択規則が採択された。また、③ 1994 年会期に採択されたスペースデブリ文書を基礎とした国連総会決議を採択することが 2011 年の国連宇宙空間平和利用委員会法律小

委員会が提案される(チェコ)など、ILAでの成果が国際法の発展に寄与していることが確認された。本委員会は、次会期に新たな任務として① PCA 選択規則のフォローアップ、② 準軌道飛行、③ 国際裁判における衛星データ、④ スペースデブリ問題(軍事衛星および地球近傍天体の扱い、衝突における過失認定の基準等)を提案した。また、⑤ ホブマン教授(ドイツ)は、宇宙通信の新たな問題点の討議を提案した。報告書の第Ⅱ部は、Hobe教授が前会期以降若干の修正を付したモデル法案(14条)とその注釈である。8月30日午後の総会で決議6/2012(ソフィアガイドライン)として採択された。

(青木節子)

⑩ 承認・不承認委員会

8月27日午前に非公式の準備会合が、同日午後公開の会合が持たれた(委員長、Wladyslaw Czapliński)。

大会開催直前に、第一報告書が提出された(報告者、Aziz Tuffi Saliba 委員)。その内容は、2011年のILA Regional Conference(台北)と2012年1月にウィーンで開催した委員会会合での議論を踏まえ、各委員に質問票を出し、その回答を整理したものである。報告書は、2012年9月現在、「Draft Report」という名称でILAウェブサイトに掲載されている。質問項目は、1. 承認は創設の効果を持つか、宣言的效果を持つか、2. 国家性と承認の基準、3. 実効性の考慮、4. アブハジア・コンゴ・北朝鮮・パキスタン・南スーダン・西サハラを承認しているかどうか(各委員が担当する国の実行調査)である。日本からは、1～3につき安藤仁介委員が、4につき濱本正太郎代理委員が、それぞれ回答を行った。各委員が

ら提出された報告は、いずれSSRNで公表されるとのことである。検討の基礎となる国家実行の調査については、上記4においてある程度のことをなすことができたものの、事実関係に関する資料へのアクセスが困難な国も少なくないことが指摘された。

非公式会合では、2013年5月に台湾のILA支部が主催する大会に承認のセッションを出すこと、同年6月にワルシャワで研究会合を持つこと、その研究会合に向けて不承認に関する質問票が各委員に送付されるので回答すること、Christopher Borgen委員が共同報告者となることが決定された。

公式会合では、第一報告書の概要が紹介され、それに関する討論がなされた。第一報告書が各委員から提出された報告の並記にとどまったこともあり、議論は多岐にわたり、ある特定の論点について深めるには至らなかった。

(濱本正太郎)

⑪ 知的財産と国際私法委員会

知的財産権(法)に関する抵触法的検討は、この分野における属地主義の原則により、従来あまり行われなかったが、知的財産をめぐる国際民事紛争の増加により、抵触法的検討の必要性が高まり、近時各国で議論が活発化した。さらに最近では、アメリカ法律協会(ALI)、マックスプランク研究所が設立した欧州研究プロジェクト(CLIP)、日本法の透明化プロジェクト、早稲田大学GCOEプロジェクトなど、欧米やアジアにおいて知的財産に関する抵触法的問題につき様々なモデル原則が公表されるに至っている。

このような状況の下、2010年国際法協会がその設立を承諾したのが、本委員会である。

日本からは、議長として河野俊行教授(九州大学)が、また委員として小島立准教授(九州大学・知的財産法)と筆者が参加している。本委員会は、2012年3月リスボンにおいて初会合を行い、第一レポートを準備した上で(近刊)、最初の公開会合となる今回のセッションに臨んだ。そこでは、知的財産と抵触法に関する問題の所在や現状が示されると共に、本委員会の2つの目標が示された。その目標とは、第一に、既存の様々なモデル原則を比較検討し、その統合を試みること、第二に、従来のプロジェクトでは検討されることなかった新たな問題について、最適の解決策を見つけること、である。

会場からは、ハーグ国際私法会議が2012年4月に国際裁判管轄に関する条約作成作業を再開することに合意したことに鑑み、諮問機関としての本委員会の重要性を指摘する発言や、最初の公開会合の前に既にリスボンでの会合を行った本委員会の積極性を評価する発言などがあり、活発な質疑応答がなされた。

本委員会は、2014年にワシントンで開催される次回ILA大会において国際裁判管轄に関する決議を示すべく、2013年3月アムステルダムにおいて次回会合を行う予定である。

(横溝 大)

⑫ 国際証券規制委員会

国際証券規制委員会では、第10暫定報告書の内容が紹介され、若干の討議が行われた。第10暫定報告書は、第9暫定報告書に引き続き、2008年の世界的な金融危機に対応するための各国の証券規制の展開をフォローしているが、とりわけ、店頭デリバティブ取引の規制と破綻前の金融機関の解散に焦点を当てている。

まず、Lichtenstein教授(アメリカ)が委員会の活動を概括的に紹介した後、証券会社を含む金融機関の破綻前の解散計画について、FSB(Financial Stability Board)を中心に国際的な枠組みが作られつつあることを報告した。FSBはG-SIFIs(システム上重要な国際的な金融機関、これまで29行指定)に対し、破綻前解散計画を定めるよう求め、自国の規制当局だけでなく、その活動する地域の規制当局が危機管理グループを形成し、毎年G-SIFIsの解散計画を審査するよう求めている。これは自国の規制当局に厳しい審査のインセンティブを与えるためであり、条約がない分野において、このようなshaming processによる規制が機能するかどうか注目されていると指摘した。

つぎに、Levine氏(イギリス)による紹介を受けて、Ewins氏(ホンコン)が店頭デリバティブの規制の動向を説明した。店頭デリバティブ取引については、G20の報告を受けて各国は、2012年末までに、一定の取引についての清算集中、取引所または電子取引基盤の利用、取引情報の報告を義務づけるよう求められている。Ewins氏は、とくに、これらの義務の対象となるデリバティブ取引の範囲をどう決定すべきか、およびEUとアメリカの規制が重複する場合の国際私法的な問題点について論じた。私も日本における法整備の状況を説明した。

今回、報告・討論された2つの問題は、新しい形の国際的な協調、国際的な規制秩序が求められているものであり、本委員会で取り上げるのにふさわしいものであった。ただし、内容が前回にも増して専門的であったため、一般参加者からの発言はほとんどなかった。

(黒沼悦郎)

⑬ 気候変動に関する法原則委員会

2008年11月に日本支部の提案に基づき設置された本委員会は、前回のハーグ会議、2012年1月オランダ・デーフェンテールでの会期間会合を経て、今回のソフィア会合では第2次報告書をもとに討議を行った。日本支部からは、村瀬委員長と、柴田、高村、吉田が委員として参加した。報告者 Rajamani (インド) が欠席のため、Peel (オーストラリア) が報告者代理を務めた。

8月27日の第1回非公開会合では、公開委員会での討議方法等について確認を行った。村瀬委員長より、条文案の概要案 (outline) が提示され、活発な意見交換がなされた。委員会内に起草委員会を立ち上げるかについても議論があった。

8月28日の公開委員会では、Nicholaas Schriver (オランダ) が座長を務め、約30人の参加を得て活発な議論がなされた。冒頭、村瀬委員長より経緯説明がなされ、続いて Peel 報告者代理より、パワーポイントと議場配布資料を使って第2次報告書の要点につき解説がなされた。その後、「防止義務」を「原則」として扱うことの問題、想定される草案の名宛人、気候変動の文脈における「相当注意」概念及び科学技術の発展との関係、国際協力の原則と衡平原則の記載、汚染者負担原則の適切性などにつき意見が出された。成果物については、村瀬委員長より、条文案は野心的過ぎるとの意見もあるが、より強いイムパクトとその影響力から条文案を目指すべきであるとの説明がなされた。

8月29日の第2回非公開会合では、昨日の議論も踏まえて改訂概要案をもとに議論し、前文、第1章「一般規定」、第2章「基本原則」、第3章「適用ないし実施のための補完

的原則」、第4章「関連する他分野の諸原則」、第5章「最終規定」という草案の全体像がほぼ確定された。防止義務、相当注意義務、人類共通の関心事概念を第1章2節「目的」に移動し草案全体の目標として提示すること、汚染者負担原則は貿易関連法との関係で第4章の中で扱うこと、第4章冒頭に包括的な「相互関係の原則」につき規定することとなった。最後に、草案起草の責任分担を決め、今後の作業計画を確認した。それによれば、2013年夏までに全条文の草案を作成し、委員からのコメントを踏まえ、2014年初頭に予定される会期間会合で最終案の確定を行うこととなる。

(柴田明穂、高村ゆかり、吉田 脩)

⑭ 人権法委員会

ILA 人権法委員会は、ソフィア大会に先立つ6月にイタリア・ベラッジオで集中的な議論を行った。20名近くの参加者各自が委員会の任務である議題に関して原稿を提出し、これを基に本大会用の報告書が作成された。

本大会では、Chair の Christina Cerna (米 国) が、委員会のこれまでの活動の経緯を説明し、Co-Rapporteur である Ralph Wilde (英 国) が報告書の内容を要約し、Christopher Michaelsen (オーストラリア) が適宜コメントする形式をとった。

委員会の任務は2つあり、国際人権法の国際司法裁判所への影響 (議題1) 及び国際司法裁判所及び人権関連国際機関による判決・決定の国内履行 (議題2) である。ベラッジオで提出された原稿が議題2を中心に行っていたこともあり、本大会で提出された報告書も議題2が中心となっている。報告書は、人権関連機関の決定に国家が従う義務に関して、

その法的基礎、信義則に従う履行の内容、条約の解釈、各種委員会の実践、人権条約の各国における実践などを中心とするもので、委員会は best practice の検討から各国が参照可能な guideline を導こうと考えている。

会場からは、guideline の導き方等の方法論に関する質問や、他の類似する委員会・study group との連携可能性などについて質問が出た。また、議題1は作業が十分に進んでおらず、今後の課題となっている。

なお、ベラッジオ会合で Vera Rusinova (ロシア) が一時的に Rapporteur となり3人がこの役職を務めていたが、本大会を機に一新され、上記3人に代わり、現在、Eva R. Rieter (オランダ)、Jernej Letnar Cernic (スロヴェニア) と寺谷広司 (日本) が務めている。2014年4月のワシントン大会で最終報告書を提出する予定である。

(寺谷広司、岩沢雄司)

⑮ 武力紛争被害者に対する賠償委員会

本委員会は、Natalino Ronzitti 教授 (イタリア) を議長とし、Rainer Hofmann 教授 (ドイツ) と古谷 (筆者) が共同報告者として作業を行っている。これまで、Hofmann 教授が担当する実体法に関する論点と古谷が担当する手続法に関する論点を平行して検討してきたが、実体法上の論点に関しては前回のハーグ大会において、「武力紛争の被害者に対する賠償に関する国際法原則に関する宣言 (実体的論点)」(Declaration on International Law on the Principles on Reparation for Victims of Armed Conflict (Substantive Issues)) が採択されたので、今大会では古谷が担当する手続法に関する論点が集中的に議論された。

国連補償委員会 (UNCC) の Executive Head

である Mojtaba Kazazi 氏を座長として議事が進められ、古谷が提出した報告書 "Procedural Standards for Reparation Mechanism" (以下、本 Standards) に関する議論が中心となった。本 Standards は、武力紛争終結後に被害者が賠償等を請求するためのメカニズムを迅速に組織するためのガイドラインとなることを目的に作成されており、全体は目的 (Purpose)、柔軟性 (Flexibility)、法的基礎 (Legal Basis)、5つの原則 (Principles 1-5)、組織構造 (Structure)、資金 (Funding) の項目から成っている。会合では、古谷からの逐条的な説明とこれに対するフロアからの質疑が展開された。賠償における実効性や迅速性の概念をより明確にすべきである、柔軟な対応を可能とする文書形式であることは重要であるが、より明確な条文の形式にする必要もあるなどの指摘が行われた。

議論の集約として、次回ワシントン大会において本委員会のすべての作業を完了することを目標に、今大会での意見を踏まえて、本 Standards の内容を更に緻密化すべきことが決定された。

(古谷修一)

⑯ 非国家主体委員会

第3回の本会合となった今大会での会合は、委員会メンバーではないクリス・ワード・オーストラリア支部支部長を座長に迎え、委員長 Math Noortmann 教授 (オランダ、現在は英 Oxford Brookes 大)、と (当初共同報告者であった Malgosia Fitzmaurice 教授が多忙を理由に前回ハーグ会合の後に委員そのものを辞任したため) 単独報告者となった Cedric Ryngaert 講師 (Leuven 大及び Utrecht 大)、を中心に開催された。

本委員会の実質的作業は、これまで、ベルギーのルーヴァン大学を会場に年1回程度開催される中間会合で、当委員会メンバーのほかに friends of the committee と委員長という、オランダ・ベルギーなどの若手研究者も交え、そこで集まったペーパーなどの情報をベースに報告者リングート氏がまとめた報告書案を、後に委員会メンバーにメール送付し、コメントを募りさらにそれを適宜反映して、ILAの隔年の本会議に提出する、という形で進められてきた。その結果本会期に提出された報告書は、1. 非国家主体による法形成、2. 非国家主体の参加（および影響）（国家間国際組織・司法的および準司法的機関への）といったおおまかな分類で、これまで集められた具体的な情報を整理し、非国家主体の国際法との関係を概観する map の体をなすものとなった。会合では報告書の概要が説明されたが、まだ材料収集の段階とあって、フロアからの活発なコメントはあまりなかった。

このあとコーヒー・ブレイクを挟んでクローズドで行われた委員会では、前回ハーグ会議の時と同様今後の作業の進め方について話し合われたが、委員長の意向もあって、特に焦点をしぼることなく、当面 mapping 作業をさらにすすめると同時に理論的な検討についても平行して行うことが確認された。いまだ明確な分析的視点は議論されていない。

有力な NGO の分布自体がそうであるように、本委員会の委員の分布も欧米に偏重している。非欧米では、韓国の Park 委員はその後国連の国際法委員会委員へ選出されたこともあって、ハーグ会議のみの出席に留まり、日本からの実質的参加は当初から筆者のみで、残念ながら正委員の坂元神戸大教授も国連の業務等のご都合からいずれの会合にも出席を

得ることができないでいる。今回、まだ委員のでていないインドからの参加者が、インド国内の NGO の経験がなんらかの貢献ができるのではないかと発言し、今後参加の意向を示し、またナイジェリア、ブルガリアからも新規委員が予定されている。この点と、理論的な分析がこの委員会の今後の課題となるだろう、というのが筆者の観測である。

会議終了後のメールによるやりとりの結果、来年2013年の6/28-29に今度はカナダのヴァンクーバーで中間会合が開催されることが決定し、委員会メンバー（およびおそらく friends of the committee）に call for papers（mapping と理論的分析双方）が呼びかけられているところである。尚、本委員会は最初の4年の期間を終えたが、チンキン（C. Chinkin）とブルース（Marcel Brus）新旧両研究計画主任の了承のもとさらに4年間の作業期間延長が認められることとなり、2016年のダーバン会議に最終報告書と決議案の提出ことを目指すこととなった。

（宮野洋一）

⑰ フェミニズムと国際法スタディー・グループ

国際法協会の Feminism and International Law Study Group は、1992年に発足し、これまで「国籍」「人身売買」「移住」などをテーマに報告書を作成してきた。発足から2010年までの間、Christine Chinkin 教授（英国）、Sujata V Manohar 判事（インド）の両委員長の下で、第1次のスタディー・グループが活動をした。2010年のハーグ大会の後、このスタディー・グループはいったん解散することになり、新メンバーにより「女性の経済的エンパワーメント」をテーマとした報告書の

作成にとりかかることになった。グループの代表は、Patricia Conlan 教授（アイルランド）、報告者は Judy Walsh 教授（アイルランド）である。

2011年10月に、ダブリンで第2次スタディー・グループによる最初の会合が開かれ、筆者も参加をした。報告書の焦点は、女性の経済的エンパワーメントの障害となっているものを除去するために、国際法がどのような貢献をしているのか（“Economic Empowerment of Women—Contribution of the International Law”）について、女性差別撤廃条約、ILO 条約等を中心に検討を行うこと、その際には特に女性差別撤廃条約の一般勧告28号（締約国の差別撤廃義務）に留意し、「積極的義務」と「実質的平等」を基軸に、各条約の果たす役割をまとめることが合意された。

ソフィア大会では、予備報告書のさらに前の段階のコンセプト・ペーパーが報告者から提出された。8月29日午後開催された公式会合では、報告者の Walsh 教授が怪我により参加できなくなるというアクシデントがあったが、参加者と多角的な視点で意見の交換をすることができた。

先進国の視点でこのテーマを考えると、男女平等賃金、育児休業、女性の起業のための資金へのアクセスなどがまず念頭に浮かぶ。しかし、コンセプト・ペーパーで扱われた内容はより包括的であり、女性の法律行為能力や土地の相続権への制限の撤廃、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成、女性に対する暴力の撤廃などが含まれている。スタディー・グループは2013年中に次の会合を持ち、2014年の世界大会までに予備報告書をまとめる予定である。

（林 陽子）

⑱ 国際法の発展のための私法原則の利用スタディーグループ

本グループは、2009年5月に発足したが、当初より、そのマンデートの趣旨をめぐって委員の間で意見交換が行われてきた。その後、前回のハーグ大会での議論の結果を踏まえ、私法原則のなかに国内法原則一般が含まれるという理解の下で作業を行う方針が採用され、グループ内での調整が行われた。今回の会合は、大会第二日目の8月28日の午後開催され、その冒頭で、欠席した報告者 Alejandro Carballo（スペイン）に代わって、Fabian Raimondo（オランダ）からこの方針に関する説明があった。これに続き、今回は Raimondo と Hilly Moodrick-Even Khen（イスラエル）の二人の委員が国際刑事裁判における法の一般原則に関する報告を行った。Raimondo は、ユーゴ国際刑事裁判所の判例を中心として、国際刑事裁判所における一般原則の適用に関し、それが果たしている機能につき、欠缺の補充と解釈の2の側面に分けて検討を加えた。また、一般原則の認定に関し、比較法の方法を通じた基本原則の抽出に注目するとともに、罪刑法定主義を例にとりつつ、国際社会と国内社会の相違に留意して、国内法原則が国際法に移し変えられるか見極めることの重要性を指摘した。Khen は、ボスニアやカンボジアの特別法廷のような混合裁判所における一般原則の適用を論じ、国際刑事裁判所の場合とは異なり、当該国の国内法も適用可能であるため、その役割は欠缺の補充ではなく、判決にいっそうの正当性を与えることにあるとの見方を示し、公正な裁判の原則との関連において証人の扱いや証明基準の問題について検討を加えた。今後は、次回の大会に向けて、国際法の他の分野における国内法原則の適用

に関し、その認定 (identification) の方法と適用の仕方 (直接的に適用するのか、国際法に応じた調整を加えるのか) などに関し検討を続けることが予定されている。

(江藤淳一)

⑩ 「国際組織の責任」に関するスタ ディ・グループ

「国際組織の責任」に関するスタディ・グループは、2004年に設置が決定され、2005年に Eduardo Valencia-Ospina を委員長として活動が開始された。本スタディ・グループは、2004年に最終報告書を採用し任務を終了した ILA の「国際組織のアカウントビリティー」に関する委員会の活動の一部を引き継ぎ、とりわけ国連の国際法委員会 (ILC) による「国際組織の責任」に関する条文草案の起草作業なども念頭に置きながら、国際組織の責任の問題を検討することを目的として設置されたものである。

ソフィア大会での本スタディ・グループ会合は、大会第 1 日目 8 月 27 日の午後に開催された。スタディ・グループの Valencia-Ospina 委員長が本大会に欠席したため、代わりに本スタディ・グループ委員であるウィーン大学の August Reinisch 教授 (オーストリア) が会合の議長を務め、Co-Rapporteur の一人である Christiane Ahlborn (ドイツ) が報告書の説明等を行った。

本会合に提出されたスタディ・グループの最終報告書は、ILC が起草した「国際組織の責任」に関する条文草案の内容を検討した第 1 部と、国際金融機関 (International Financial Institutions) に関するケース・スタディーを行った第 2 部の二部構成であったが、会合での議論は報告書第 1 部の検討に終始した。

ILC が起草した「国際組織の責任」に関する条文草案は、2009年に第一読草案が採択され 2011年には第二読草案が採択されたが、本スタディ・グループの最終報告書の原案は、2011年 4 月に ILC が第二読草案の審議に入る前に、ILC の特別報告者であった Giorgio Gaja 委員に提出され、ILC による第二読草案の審議に一定の影響を与えた。もちろん、本スタディ・グループの報告書の指摘や問題提起が結果として ILC の第二読草案に取り入れられなかった点も多く存在するが、本スタディ・グループと ILC との間の前述のような相互作用は、ILA と ILC との間の有意義な連携の重要な一例として注目に値すると思われる。

(植木俊哉)

理 事 会

全体理事会は理事長 Lord Mance の司会で、大会開会直前の 8 月 26 日午後及び閉会直前の 8 月 30 日午後の 2 回行われた。

第 1 回理事会においては、新会長にブルガリア支部の Alexander Yankov 会長を全会一致で承認した。米国支部の Noyes 教授から第 76 回世界大会は 2014 年 4 月 6 日から 12 日までワシントン DC のレーガン・センターにて開催される旨の説明が、南アフリカ支部の Strydom 教授から第 77 回世界大会は 2016 年 8 月にダーバンにて開催される旨の説明が、オーストラリア支部の Sturzaker 会長から第 78 回世界大会は 2018 年にシドニー又はキャンベラにて開催される旨の説明があった。日本支部を代表して柳井俊二判事から、東日本大震災に伴う 2014 年日本大会の延期につき代わって開催を引き受けてくれた米国支部に謝意が述べられ、日本支部としては諮問委員会

を設立して 2020 年の日本大会の開催の可能性につき検討をすすめている旨の説明がなされた。

第 2 回理事会においては、本大会で採択されるべき 7 つの委員会 (Baselines under the International Law of the Sea, International Civil Litigation and the Interests of the Public, International Monetary Law, International Protection of Consumers, Rights of Indigenous Peoples, Space Law, International Law on

Sustainable Development) から提出された各決議案の総会への付議が承認され、さらに総会においてこれら 7 決議案が採択された。

今回の大会には、約 400 名 (うち会員は約 320 名) が出席し、日本支部からは 33 名の会員が出席した。外務省国際法局 (長嶺安政局長、三上正裕国際法課長) 及び在ブルガリア日本大使館 (伊藤 誠大使) には種々のご協力を頂いた。記して感謝申し上げる。

(中谷和弘)